

国 地 契 第 69 号
国 官 技 第 301 号
平成 30 年 3 月 20 日

各地方整備局 総務部長 殿
企画部長 殿
北海道開発局 事業振興部長 殿

大臣官房 地 方 課 長
技術調査課長
(公印省略)

工事における週休 2 日の取得に要する費用の計上について（試行）

建設業の働き方改革を推進する観点から、「週休 2 日の間接工事費の補正について（試行）」（平成 29 年 3 月 28 日付け国官技第 349 号）により、週休 2 日の確保に当たって必要となる費用の計上を行っているところであるが、最新の施工実態等を踏まえ、平成 30 年度に発注する工事について、下記のとおり行うこととしたので通知する。

なお、同通達は、平成 30 年 3 月 31 日をもって廃止する。

記

1. 用語の定義

(1) 週休 2 日

対象期間において、4 週 8 休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

(2) 対象期間

工事着手日から工事完成日までの期間をいう。なお、年末年始 6 日間、夏季休暇 3 日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など）は含まない。

(3) 現場閉所

巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて 1 日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。

(4) 4 週 8 休以上

対象期間内の現場閉所日数の割合（以下、「現場閉所率」という。）が、**28.5%**（8 日/28 日）以上の水準に達する状態をいう。なお、降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。

2. 発注方式

次のいずれかによる方式を基本とする。

(1) 発注者指定方式

発注者が、週休 2 日に取り組むことを指定する方式

(2) 受注者希望方式

受注者が、工事着手前に、発注者に対して週休 2 日に取り組む旨を協議したうえで取り組む方式

3. 積算方法等

(1) 補正係数

週休 2 日の確保に取り組む工事において、対象期間中の現場の閉所状況に応じて、以下のとおり、それぞれの経費に補正係数を乗じるものとする。

【4 週 8 休以上】

- ・労務費 1. 0 5
- ・機械経費（賃料） 1. 0 4
- ・共通仮設費率 1. 0 4
- ・現場管理費率 1. 0 5

【4 週 7 休以上 4 週 8 休未満】

- ・労務費 1. 0 3
- ・機械経費（賃料） 1. 0 3
- ・共通仮設費率 1. 0 3
- ・現場管理費率 1. 0 4

【4週6休以上 4週7休未満】

- ・労務費 1. 0 1
- ・機械経費（賃料） 1. 0 1
- ・共通仮設費率 1. 0 1
- ・現場管理費率 1. 0 2

（2）補正方法

① 発注者指定方式

入札説明書等において週休 2 日に取り組む旨を明記したうえで、当初予定価格から 4 週 8 休以上の達成を前提とした補正係数を各経費に乗じるものとする。

なお、現場閉所の達成状況を確認後、4 週 8 休に満たないものは、補正分を減額変更するとともに、必要に応じ、工事成績評定実施要領に基づく点数を減ずる措置を行うものとする。

② 受注者希望方式

現場閉所の達成状況を確認後、各経費を補正し、適切に請負代金額を変更するものとする。

4. 適用

本通達は、平成 30 年 4 月 1 日以降に入札手続を開始する工事から適用する。

ただし、平成 30 年 3 月 31 日までに入札手続を開始した工事については、なお従前の例による。

国地契第 69 号の 2
国官技第 301 号の 2
平成 30 年 3 月 20 日

内閣府
沖縄総合事務局 開発建設部長 殿

大臣官房 地 方 課 長
技術調査課長
(公印省略)

工事における週休 2 日の取得に要する費用の計上について（試行）

標記について、別添のとおり各地方整備局等あて通知したので、貴局におかれましても準拠されたい。